

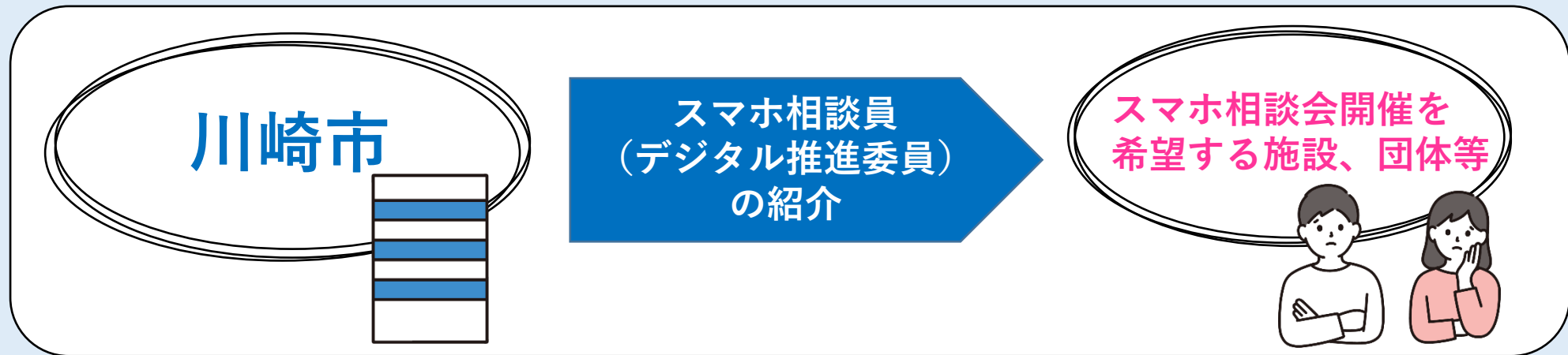
スマホ相談会開催希望の施設や団体へスマホ相談員を紹介します！

1 スマホ相談員の紹介について

- スマホ相談会の開催を希望する市内の施設・団体等へ、川崎市からスマホ相談員（市内在住のデジタル推進委員）を紹介します。

※スマホ相談会とは、スマートフォンに不慣れな方がスマートフォンの利用に関して不明点等を相談する会

※デジタル推進委員とは、デジタル庁から任命された、デジタル機器・サービスに不慣れな方等に対し、講習会等でデジタル機器・サービスの利用方法等について教える方



2 紹介の対象について

- 紹介の依頼ができるのは、**市内にある施設**（高齢者施設、福祉施設等）、市内在住・在勤・在学の人で構成されている**団体・サークル**（町内会、自治会等）です。

スマホ相談会開催希望の施設や団体へスマホ相談員を紹介します！

3 スマホ相談員の紹介の流れについて

- スマホ相談員の紹介については、次の流れで行います。
- 詳細は3ページ目以降の「紹介を希望する場合」をご覧ください。



紹介を希望する場合【施設・団体用】

STEP① 紹介の依頼

- 依頼する場合は、事前に4ページ目の注意事項をご確認いただき、以下必要事項を右のQRコードからご入力ください。

①施設・団体等名 ②担当者名、連絡先（電話、メールアドレス） ③実施場所名・住所

④相談会の方式

※時間制方式（詳細は5ページ目を参照ください）を基本としますが、別の方式を希望される場合はご入力ください。

⑤希望日 ⑥希望開始時間 ⑦希望終了時間

※調整期間も含め、実施日は応募日から1か月以降の日をご入力ください。

※時間は概ね2時間程度が目安ですが、時間の増減の希望があれば、ご入力ください。

⑧相談者人数（予定） ⑨紹介希望のスマホ相談員数

※1つの相談会につき2名以上のスマホ相談員を紹介しますので、希望する2名以上の人数をご記入ください。

※目安は相談者人数4人に対し、スマホ相談員1名程度です。

⑩報酬・交通費支給の有無

⑪その他

※特に相談したい内容等があればご入力ください。

依頼用QRコード



- 依頼の入力後、市からスマホ相談員へ上記情報の提供をします。

STEP② 相談員情報の連絡

- 対応可能なスマホ相談員の情報を市から施設・団体等へ連絡します。基本はそのまま開催になりますが、連絡事項等があれば、スマホ相談員に直接ご連絡ください（スマホ相談員から直接ご連絡がある場合があります。）。

STEP③ スマホ相談会実施

- スマホ相談会を実施します。

※4ページ目の注意事項の内容を遵守し、相談会を実施してください。

- 実施後に開催結果を右のQRコードからご報告ください。

報告用QRコード



注意事項【施設・団体用】

紹介を希望する施設・団体等は、以下の注意事項を確認・遵守してください。

- 紹介の依頼ができるのは、市内にある施設（高齢者施設、福祉施設等）、在住・在勤・在学の人で構成されている団体・サークル（町内会、自治会等）です。
- このスマホ相談会は、スマホ相談員（デジタル推進委員）が地域の人たちのためにボランティアで行うものです。そのため、相談内容への回答の正確性や妥当性について保証するものではありませんので、ご理解ください。
- スマホ相談員はボランティアですので、無報酬を想定していますが、施設・団体等の意向により、スマホ相談員へ報酬・交通費を支給することは妨げません。
- 実施場所については、施設や団体等でご用意ください。
- 相談会の方式は、時間制方式（※）を基本としますが、別の方法での実施の希望があれば、依頼用QRコードからご入力ください。（※）相談者一人の相談時間は30分とし、30分毎に相談者が入れ替わる方式（5ページを参照ください。）
- 相談会の参加者（相談者）募集など、開催に係る広報等については、施設・団体等でご対応ください。
- 対応可能なスマホ相談員が不在などにより、ご希望の日程で相談員をご紹介できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 施設・団体等は、スマホ相談会の準備及び開催等のためにスマホ相談員及び相談者等の個人情報を取得する際には「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」及び施設・団体等が個別に定める個人情報保護の方針（プライバシーポリシー）に従って適切な取り扱いを行うようにしてください。
- スマホ相談会の相談者とスマホ相談員のトラブルや事故について、市は一切の責任を負わず、そのトラブルや事故については、当該活動の当事者である施設・団体等とスマホ相談員において解決をお願いします。
- スマホ相談会実施後に開催結果を報告用QRコードからご報告ください。

(参考) 相談会の方式のイメージ

相談会の方式は時間制方式（1名あたり30分間）を基本とします。

※別の方法での実施の希望があれば、依頼用QRコードからご入力ください。

開催時間が10時～12時で場合の時間制方式のイメージ
(相談者8人、相談員2名の場合)

スマホ相談員A



相談者① 10時～10時30分
相談者③ 10時30分～11時
相談者⑤ 11時～11時30分
相談者⑦ 11時30分～12時

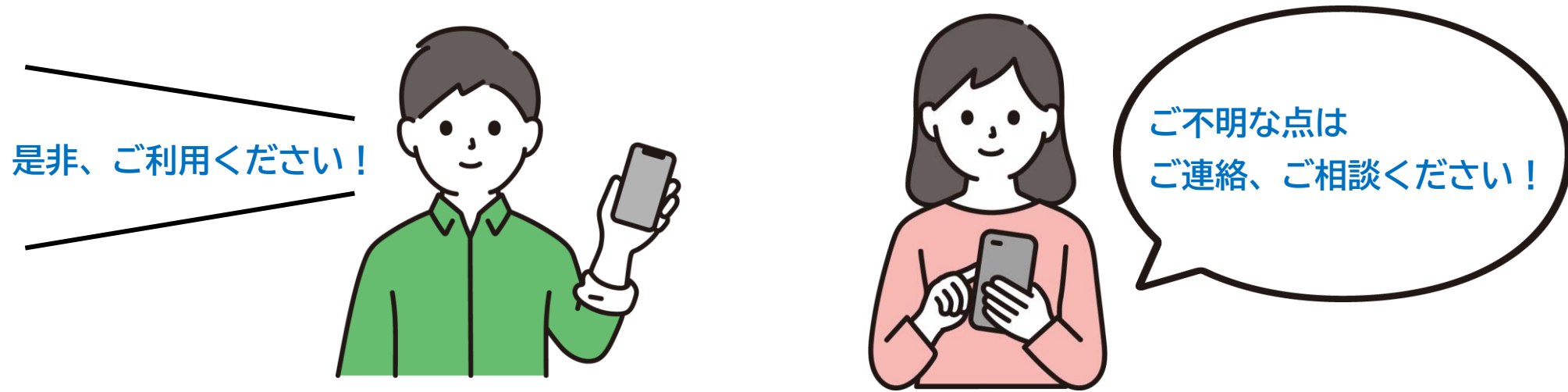
スマホ相談員B



相談者② 10時～10時30分
相談者④ 10時30分～11時
相談者⑥ 11時～11時30分
相談者⑧ 11時30分～12時

お問い合わせ先

是非、この紹介のしくみについて、ご利用ください。
ご利用に関して、ご不明な点等ございましたら、以下問い合わせ先にご連絡、ご相談ください。



お問い合わせ先

川崎市デジタル化施策推進室

電話：044-200-2109

メール：17digital@city.kawasaki.jp